

## 甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年3月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	清水和弘君
	安倍健治君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（2名）

議長	赤澤厚君		若尾彰子君
----	------	--	-------

---

### 説明のため出席した者の職氏名

総合戦略部長	丸山英資君	総務部長	小澤明君
市民部長	中込広人君	生活環境部長	相川泰史君
防災危機 管理監	島田伸君	教育部長	名取藤吾君
総合戦略課長	酒井厚志君	財政課長	田中貴則君
総務課長	小林一三君	人事課長	小宮山厚君
スマート プロジェクト 推進課長	森澤篤史君	市民戸籍課長	山田郁子君
税務課長	早川英彦君	市民活動支援 課長	久保田浩君
敷島支所長兼 市民地域課長	森川嘉亮君	双葉支所長兼 市民地域課長	名取晶子君
教育総務課長	宮本裕君	学校教育課長	樋川和之君
敷島・双葉 学校給食セン ター所長	山田久美君	生涯学習文化 課長	高須秀樹君
スポーツ振興 課長	小松利也君	経営企画係長	石原大助君

ふるさと納税 推進係	宮川佳子君	財政係長	早川要子君
契約係長	徳井雄一君	総務係長	日本修君
管理係長	清水良一君	給与係長	五味万里君
情報政策係長	萩原実香君	住民記録係長	松井恵美君
証明係長	久津間美幸君	戸籍係長	加藤実奈君
市民税係長	杉田博一君	市民活動支援 係長	内野真理君
市民生活係長	萩原和美君	庶務係長	新奥知恵君
庶務係長	伊藤達郎君	防災減災係長	奥山正広君
消防防犯係長	石橋聡君	施設係長	保坂勇二君
指導監	金丸徹君	学事係長	大木貴子君
保健給食係長	広瀬美和君	教育指導係長	有野恵里君
生涯学習係長	塚田英仁君	スポーツ推進 係長	乙黒良智君
施設管理係長	小宮山敦司君	総務係長	市岡香菜子君

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 兼監査委員 事務局長	山岡広司	議会事務局・ 庶務係長	森田公
書記	池上恵	書記	深澤隼人

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

- 議案第 1 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の協議の件
- 議案第 1 4 号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件
- 議案第 1 5 号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
- 議案第 1 3 号 甲斐市犯罪被害者等支援条例の制定の件
- 議案第 4 2 号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件

- 議案第 16 号 甲斐市特別会計条例の一部改正の件
- 議案第 30 号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件
- 議案第 34 号 甲斐市双葉共同福祉施設条例の一部改正の件
- 議案第 17 号 甲斐市公民館条例の一部改正の件
- 議案第 18 号 甲斐市双葉ふれあい文化館条例の一部改正の件
- 議案第 19 号 甲斐市地域ふれあい館条例の一部改正の件
- 議案第 21 号 甲斐市敷島総合文化会館条例の一部改正の件
- 議案第 39 号 甲斐市竜王中部講演セミナーハウス条例の一部改正の件
- 議案第 20 号 甲斐市立図書館条例の一部改正の件
- 議案第 22 号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件
- 議案第 23 号 甲斐市B & G海洋センター条例の一部改正の件
- 議案第 24 号 甲斐市釜無川スポーツ公園管理条例の一部改正の件
- 議案第 38 号 甲斐市玉幡公園総合屋内プール条例の一部改正の件

## 2 補正予算審査

- 議案第 3 号 令和 5 年度甲斐市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 議案第 58 号 令和 5 年度甲斐市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 議案第 7 号 令和 5 年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)

## 3 その他

開会 午前 9時00分

○書記（森田 公君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、滝川委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） おはようございます。

今日は、いつもよりも30分早い9時からの委員会ということで、それほど皆様にご審議していただく議案が多いということですので、スムーズな進行ができますように、どうか皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、松井委員は遅刻の旨の連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長（滝川美幸君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思えます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知ください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思えます。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第1号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件について、当局より説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） 改めまして、おはようございます。

財政課より議案第1号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件につきましてご説明させていただきます。

お手元の甲斐市定例市議会議案5ページを、議会資料につきましては、1ページに新旧対照表がございますので、お開きください。

最初に、議案5ページをお願いいたします。

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び本組合規約を変更することにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、協議が求められましたので、提案理由にありますよう、地方自治法第290条に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

共同処理する事務の変更であります。組合の共同処理をする事務のうち、競争入札に参加するものに必要な資格の審査に関する事務に、新たに東山梨行政組合、峡南広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合の3つの組合が加わるため、追加するものであります。

この変更に伴いまして、組合規約の変更を行うものであります。内容につきましては、議会資料の1ページ、新旧対照表をお願いいたします。

新たに3つの組合が競争入札に参加するものに必要な資格の審査に関する事務を共同処理するに当たりまして、表左側の新別表第2の第3条第5号に掲げる事務に東山梨行政事務組合、峡南広域事務組合、富士五湖広域行政事務組合の3組合を追加するものであります。

以上で、議案第1号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） これより審議を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一问一答とし、また、質問・答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点だけ、ここに競争入札に参加するものということと、それから、今新たに加入するこの組合が入ってきた背景というのは、どういう背景があるのですか。

○委員長（滝川美幸君） 田中課長。

○財政課長（田中貴則君） こちらの共同処理する事務につきましては、平成28年度から共同処理を始めまして、今現在26市町村2組合で共同処理を行っているんですけども、共同処理する組合もしくは自治体等がある場合につきましては、参加することによって、スケールメリットによって、各自治体の負担金も減ってくるという背景もございますし、手挙げ方式的に入りたいということの団体があれば、組合のほうで参加をさせるような形になっております。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、先ほど言ったような組合の競争入札に参加するものに必要な資格という、その辺のところのつながりというか、入札に関するということの文言をうたってあるということは、どういうことでもって、こういうふうに入札ということがうたってあるのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 徳井係長。

○契約係長（徳井雄一君） お答えします。

入札に関わる審査につきましては、建設業ですと、建設業の許可並びにそのほか必要な資格等の審査、税金が納税されているかの審査を一括で行うことにより、各市町村の事務が軽減されるということで、今まで加入していなかった団体は窓口でそれを受け付けて審査するという事務手間がかなり削減できるということで、加入するという経緯になっています。よろしく申し上げます。

○委員（内藤久歳君） 事務手続が合理化されるということが一括でできるということだね。了解です。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第1号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時10分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

次に、議案第14号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件について、当局より説明をお願いします。

小林総務課長。

○総務課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、総務課から議案第14号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件について説明させていただきます。

議案については、69ページ、70ページ、議会資料については15ページから25ページまでとなります。

提案理由につきましては、甲斐市行政機構の改革に伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

議会資料に沿ってご説明いたしますので、議会資料15ページをお願いいたします。

1の組織機構の一部見直しについてであります。

新たな行政需要や政策課題の変化に応じた組織体制の見直しについて検討を行うため、各課から行政組織の問題点、課題に関するヒアリング調査を実施し、その中で挙げられた現行組織の課題等の中から優先的に取り組むべき事項として、脱炭素社会推進室の体制強化及び災害時の機動的な対応が図れる組織体制の構築に向け、組織機構の一部見直しを行うこととなったものであります。

見直し案1つ目の脱炭素社会推進室の体制強化につきましては、①として、脱炭素社会推進室を課に移行して1課2係体制とし、政策推進係及び事業推進係を新設いたします。

体制強化の②として、生活環境部から分離して、市長直轄の部署とし、所属職員を指揮監督する部長職の脱炭素社会推進監を配置いたします。

体制強化の③として、バイオマス産業都市構想の推進に関する業務の一部を環境課へ移管し、脱炭素先行地域の取組に専念することで、事業を計画的に推進していくことといたします。

見直し案2つ目の災害時の機動的な対応が図られる組織の見直しにつきましては、①として、防災危機管理課を市長直轄の部署とし、所属職員を指揮監督する部長職の防災危機管理監のほかに、新たに防災危機管理課長を配置いたします。

②として、防災危機管理監の役割を明文化するとともに、他部署にまたがる危機管理対策についても一元的な管理、把握が担える組織体制といたします。

2の一部改正を行う条例であります、(1)から(4)に記載の4つの条例の一部改正を行います。

(1)の甲斐市行政組織条例は、市長直轄の部署とする脱炭素社会推進課及び防災危機管理課に関する改正であります。

改正内容は、議会資料16ページ、17ページに新旧対照表がありますので、そちらをご覧くださいと思います。

新旧対照表の第1条中の改正であります、現行組織は部、監、課を内部組織として位置づけておりますが、今回の見直しにより、脱炭素社会推進課と防災危機管理課を市長直轄とし、防災危機管理監については、組織名から職としての位置づけに見直しますので、それに合わせた部等の改正を行うものであります。

17ページの第2条の改正は、脱炭素社会推進課と防災危機管理課の分掌事務を秘書課の

次に規定するとともに、生活環境部の分掌事務から脱炭素社会推進課に関するものを削除し、防災危機管理監として規定していた分掌事務を削除いたします。

(2)の甲斐市職員給与条例の改正は、議会資料18ページに新旧対照表がありますが、新設する脱炭素社会推進監の給料表における職務の給与を部長職と同等の7級とする改正であります。

(3)の甲斐市議会委員会条例の改正は、議会資料19ページに新旧対照表がありますが、組織機構の見直しに伴い、総務教育常任委員会の所管に防災危機管理課を位置づけ、厚生環境常任委員会の所管に脱炭素社会推進課を位置づける改正であります。

(4)の甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会設置条例の改正は、議会資料20ページに新旧対照表がありますが、委員会の庶務を「脱炭素社会推進課」に名称変更する改正であります。

また、規則の改正につきましては、議会資料の21ページから25ページまで改正文を記載しておりますが、脱炭素社会推進課の新設系の名称、所掌事務に関する規定や防災危機管理監の職務内容を明記し、管理監の役割を明文化するなど、組織機構の見直しに伴う必要な改正を行います。

条例の施行予定日は、令和6年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今度は部長と同じレベルにこの推進監だ、管理監になるということは、庁議とかそういうのも出席ということになるんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） そのとおりでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許可します。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第14号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時18分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

次に、議案第15号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、当局より説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、人事課から議案第15号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の71ページ、議会資料の26ページをお願いいたします。

この条例の一部改正の提案理由になりますけれども、議案書の72ページにありますとおり、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきまして、議会資料で説明をさせていただきます。

まず、1の経緯であります。令和5年5月8日に、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることになりました。

これに伴いまして、本市におきましても、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を可能とする関連する例規の一部改正を行うものであります。

次に、2の関連する例規でありますけれども、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のほか、3件の例規となっております。

3の主な改正内容であります。まず、(1)としまして、会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を追加いたします。

(2)としまして、支給対象は、既に支給している期末手当と同様にフルタイムの会計年度任用職員については任期6か月以上、パートタイムの会計年度任用職員については、週15時間30分以上勤務かつ任期6か月以上といたします。

(3)としまして、支給方法については、甲斐市職員給与条例を準用いたします。

(4)としまして、育児休業している職員にかかる勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除く規定を削ります。

この(4)の改正内容につきましては少し分かりづらいので、具体的に説明をさせていただきますと、年度途中で育児休業を取得した会計年度任用職員であっても、育児休業に入るまでの勤務期間に応じて、または復帰してからの勤務期間に応じて勤勉手当をそれぞれ支給できるように改正するものであります。

4の施行期日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

続きまして、条例等の改正箇所につきまして説明させていただきますので、議会資料の27ページをお願いいたします。

まず、甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第3条におきまして、会計年度任用職員勤勉手当の支給が可能となる改正を行います。

次に、第14条の2を追加いたしまして、フルタイムの会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するために必要となる基準日や支給額についての規定を追加します。

次に、第22条の改正及び28ページの第22条の2を追加することによりまして、パートタイムの会計年度任用職員や勤勉手当を支給するために必要となる基準日や支給額についての規定を追加いたします。

30ページお願いいたします。

甲斐市企業職員給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表になりますけれども、第23条におきまして、企業職員として任用される会計年度任用職員についても同様に勤勉手当の支給を可能とする改正を行います。

続きまして、31ページをお願いいたします。

次に、甲斐市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表であります。第7条第2項におきまして、年度途中で育児休業を取得した会計年度任用職員であっても、育児休業に入るまでの勤務期間に応じて、または復帰してからの勤務期間に応じて勤勉手当をそれぞれ支給できるよう改正するものであります。

また、第8条は、第7条の改正により削られました会計年度任用職員の略書の定義を追加するものであります。

なお、規則の改正につきましては、32ページに新旧対照表がありますけれども、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の計算に必要な成績率について正職員に準じることの規定を追加するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは、前々から要望していたことですが、実際の支給は6月からという理解でいいのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） そのとおりです。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、育休とかそういう休暇があつて、休む期間がありま

すと。その間の支給額は当然休んでいる間の減額はされると思うんだけど、その基準というのは、日割りでやるとか、どういう基準で支給することになっているのですか。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 日割りではなくて、何日から何日までは何%、何日から何日までは何%という区切りの基準がありますので、それで支給する形になります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第15号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時27分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

次に、議案第13号 甲斐市犯罪被害者等支援条例の制定の件について、当局より説明をお願いいたします。

島田防災危機管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） おはようございます。

議案第13号 甲斐市犯罪被害者等支援条例の制定の件についてご説明いたします。

議案書は、65ページから68ページ、議会資料は9ページから14ページになります。

それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減並びに回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することに伴い、必要な事項を定める必要がある、これがこの条例案を提出する理由であります。

次に、議案書により、条文の説明をいたしますので、議案書の65ページをお願いいたします。

本条例案は17条から構成され、第1条は本条例の目的、第2条は、犯罪等ほか用語の定義、第3条は、継続的に必要な支援を提供していくことを基本理念として定めております。

議案書66ページをお願いします。

第4条から第6条は、市、市民等事業者それぞれの責務を明記しております。

第7条は相談及び情報の提供等を、第8条は見舞金の支給を規定、第9条は犯罪被害者等の安全の確保になります。

議案書67ページをお願いします。

第10条は、犯罪被害者等の居住と雇用の安定を図るための必要な支援、第11条から第14条は、支援を行うための必要な施策を講じることを定めております。

第15条は、犯罪被害者等からの意見等を市の施策に反映させることを規定しております。

第16条は、社会通念上適切でないと認められるときは、支援を行わないことができることを規定しております。

第17条では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めます。

次に、それでは、条例の主な概要につきまして、議会資料により説明をさせていただきます。

議会資料の9ページをお願いいたします。

1、経緯であります。国は、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るため、平成17年に犯罪被害者等基本法を施行し、同法第5条において、地域の状況に応じた支援施策を作成、実施することを地方公共団体の責務としており、山梨県は令和4年12月に犯罪被害者等支援条例を施行いたしました。

次に、2、目的であります。犯罪被害に遭われた方やその家族に寄り添い、被害の早期回復等を図るとともに、平穏な日常生活が取り戻せるよう、国や県、支援団体等との連携、協力を図り、支援に関する施策を総合的に推進することを目的といたします。

次に、3、主な定義であります。犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等、危険運転致死傷等、刑法その他の刑罰を科せられる行為であります。

犯罪被害者等とは、被害等により被害を受けた者及びその家族または遺族であります。二次被害とは、直接的な被害を受けた後に風評、誹謗中傷、報道機関による取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等であります。

次に、4、支援内容であります。

(1) 相談及び情報の提供等につきましては、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるように、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものであります。

(2) 見舞金の支給につきましては、見舞金の種類、遺族見舞金、金額は30万円。支給要件は、犯罪行為による死亡支給、対象被害者遺族になります。支給対象は、被害者遺族になります。

次に、下の段ですが、重傷病見舞金、金額は10万円。支給要件は、犯罪行為により負傷または疾病の療養に1か月以上を要する者、支給対象は被害者本人になります。

(3) 安全の確保、居住の安定、雇用の安定につきましては、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るとともに、居住の安定及び雇用の安定図るために必要な支援等を行うものでございます。

5、施行予定日については、令和6年4月1日であります。

次に、議会資料の10ページから14ページでございますが、こちらには、本条例の施行規則案となります。主な内容につきましては、本条例の第8条見舞金の支給についての種類及び金額等、また、支給申請決定等について定めております。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 見舞金ですが、30万円というのは、多分殺人なんかの関係かと思うんですが、この費用はどこからどのように出るのかよく分からないので。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） 申請に基づいて、市が支給するものでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、そのケースでは、国や県のほうはどのような格好になるのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） それぞれ要件がございまして、国及び県におきましても見舞金等が支給されることとなります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この申請の要件はこの規則の中に書いてあるんだけど、この窓口というのは、防災危機管理監で受付なのか、その辺のところはどうなっているのですか。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） 防災危機管理課のほうで受付を行います。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、非常にこういう対象になる人が、こんな事件があってはならないことだと思うんだけど、そういう対象者に関しては、こういう制度がありますよという事は、今後どういう形でアナウンスしていくのですか。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） 現在も市のウェブサイト等で周知をしているところですが、今後も国・県と連携を図りながら、周知のほうをしてまいりたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、たまたま今日の山日新聞に記事が載っていました。制定されているのが葦崎だけだと。そういう中で、当局の皆さんの努力によって、こういう格好で条

例が制定されたということで、今日の新聞の報道では甲斐市と富士川町、新たにこの定例会で上程するというふうなことが書かれていました。皆さん努力していただいて、ここまでやっていたということ、ご苦勞に感謝したいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

清水委員。

○委員（清水和弘君） これは精神的ケアという方向性に当たるということによろしいでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） こちらにつきましては、庁舎内健康増進課の保健師等が精神的なケアを行ってまいりたいと考えております。

○委員（清水和弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） 条例案の16条なんですけれども、支援の制限というのがあるんですが、こちら山梨県の被害者等保護支援条例には、こういった条項はないんですけれども、この支援の制限というのを入れた理由というのは何かあるんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 石橋係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） これを入れさせていただいた理由につきましては、社会通念上適切ではない申請というものがあつたことを想定しまして、この文言を入れさせていただいた次第でございます。

○委員長（滝川美幸君） 若尾議員。

○議員（若尾彰子君） その社会通念上適切ではないというのは、誰が判断するのかということと、それがどういう状況を想定しているのかをお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） 基本的に県とも連携しながら、その対象者の確認を取って

いるわけなんです、中には、被害妄想とかそういった関連で申請を上げてくる方もいらっしゃるということの中で、県との連携を図りながら、そういったチームを組織しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第13号を終わります。

次に、議案第42号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件について、当局より説明をお願いいたします。

島田防災危機管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） 続きまして、議案第42号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件についてご説明いたします。

議案書は、129ページ、130ページ、議会資料は87ページから90ページになります。

初めに、議案書130ページをお願いいたします。下の提案理由になります。

消防団を中核とした地域防災力の充実、強化に関する法律（平成25年）法律第110号及び消防団員の報酬等の基準の策定等について、令和3年4月13日付消防庁長官通知等を踏まえ、甲斐市消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正を図る行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、改正の概要につきまして、議会資料で説明させていただきます。

議会資料の87ページをお願いいたします。

1、経緯であります。令和3年4月消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等についてにより、消防団員の年額報酬3万6,500円、災害（火災、水災または地震等の災害）等に関する出動1日当たり最大8,000円を標準とする基準が示されました。

本市では早速、県内の状況を確認しましたところ、本市の一般団員の年額報酬は、国の基準で示された金額を下回っているものの、県内では平均を上回り、国から通知があった時点では上位に位置していたことを踏まえ、県内の見直しの動向等を注視することとしておりました。

2、期待効果であります。住民の安心と安全を守る消防団員の報酬額及び出動手当を引き上げ、処遇改善を図ることで、地域の防災力強化につなげてまいります。

3、改正内容。

①年額報酬額（案）であります。こちらの表は、団長以下消防団員の階級の年額報酬額となっております。今回太枠で囲っている階級の報酬額を改定するものであります。

初めに、団員であります。現在2万4,000円を新たに3万6,500円に、ラップ隊副隊長2万6,000円を3万7,000円に、班長、現在2万9,000円を新たに3万8,500円に増額するものでございます。

なお、部長以上の階級につきましては、県内自治体と比較しましても、上位に位置していることから、今回は現状維持としております。

次に、②出動手当（案）になります。出動種別、火災、水災、地震等につきましては、現在1回1,700円の手当を、新たに出動時間に応じ支給額を区切り、4時間未満が1,700円、4時間から8時間までを4,000円、8時間以上を8,000円とするものでございます。

その下のその他になります。出動内容につきましては、訓練、警戒、会議、イベント、ラップ隊活動等になります。こちらは、現在1回900円を新たに1,500円とするものでございます。

施行予定日につきましては、令和6年4月1日といたします。

議会資料88ページから90ページにつきましては、新旧対照表となります。

以上でございます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、かねてからやったのが、やっとうこういう形で見直ししたということで非常にいいことだと思います。

そういう中で、出動手当の部分なだけけれども、これ、今まで一律だったのがこうやって時間を区切ってということで、この手法としては非常にいいことだと思うんだけど、1点、8時間以上ということだよ、というときに一律で8,000円ということは、8時間ということになると、一般的に言えば、8時間以上が時間外というような認識になると思うんだけど、これを例えば、場合によっては、8時間以上で夜中までやったりとか、そういう部分も発生してくると思うんだよ。そういう点についての補償というか、そういう点はどういうふうにやってくれるのですか。

○委員長（滝川美幸君） 石橋係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） 1日最大8,000円となっておりますので、1日8,000円、2日目はまた8,000円というような形で支給をさせていただくようになっております。

○委員（内藤久歳君） ということは、8時間で10時間になると1万6,000円払うということか。そういう認識でいいのですか。2日目ということは、幅が広がるわけじゃないですか。

ここで、時間で区切ってあるよね、4時間未満、8時間という区切りがあって、8時間以上になった場合に、その辺のところをちゃんとやっておかないと、不公平感も出たり、区切りが、その辺のところをやっぱり整理しておいたほうがいいと思うんだよ。

それで、特に8時間以上になると、結局、普通一般労働条件とすれば割増しというのがつくんですよ、時間外手当ということで。今、普通労働基準法は25%割増がつくわけで、そういったことも含めて、これ一括で、8時間以上これだよという、その扱いの仕方のいいのかどうなのか、検討の余地があると思うんだよ。その辺のところはどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） 基本的に、こちらの手当につきましては、先ほど申し上げたとおり、消防庁からの通知に基づいておりますので、その細部にわたる部分につきましては、また、改めて消防庁また県のほうに確認を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、報酬ということは非常に、お金に関わることでデリケートな部分もあるから、きちんと誰もが納得できるような体制で準備をしておいたほうがいいかなというふうに思うので、ちょっとこの辺を取り組んでもらえればいいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

清水委員。

○委員（清水和弘君） ちょっと教えてほしいんですけども、機能別団員というのは、どういう立場の人ですか。

○委員長（滝川美幸君） 石橋係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） 現在は、消防団の普通団員を補助する立場としまして、敷島の北部の3分団、5分団に限って配置をしている団員ということになります。

○委員（清水和弘君） 分かりました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この出勤報酬は、先ほど手当と言ったけれども、報酬と手当は同じだと思ってくれるけれども、そのことと、それから、これ、肩書は関係なしで支給されるということがいいですね。

○委員長（滝川美幸君） 島田管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） 報酬額につきましては、1年を通したものでございまして、出勤手当については、その都度火災、水害等でうちのほうから支給するものであります。

出勤手当につきましては、階級は関係はございません。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第42号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時53分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

次に、議案第16号 甲斐市特別会計条例の一部改正の件について、当局より説明をお願いいたします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

それで、市民活動支援課から条例改正についてご説明をいたします。

議案集の73ページ、議会資料の33ページをお願いいたします。

議案第16号 甲斐市特別会計条例の一部改正の件につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、議案集73ページをお願いいたします。

11月の総務教育常任委員会において、甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止及び一般会計への移行についてご説明させていただきましたが、改めてご説明させていただきます。

国の住宅新築資金等貸付制度は平成14年に終了し、関連する条例は3町合併に伴い、廃止となりました。しかし、県への償還金支払い及び貸付者からの返済金の収受が継続していたため、甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計において、予算執行してまいりました。

本年度をもって、県への償還金支払いが終了したことから、令和5年度末で特別会計を廃

止し、令和6年度当初予算から一般会計へ移行することに伴い、本条例の所要の改正を行う必要があることが、この条例案を提出する理由でございます。

附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日とし、その他経過措置を表記しております。

次に、議案資料の33ページの新旧対照表をお願いいたします。

表中第1条第5号の「住宅新築資金等貸付事業特別会計」「住宅新築資金等貸付事業」を削除いたしました。

以上、議案第16号 甲斐市特別会計条例の一部改正の件についての説明となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第16号を終わります。

次に、議案第30号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件及び議案第34号 甲斐市双

葉共同福祉施設条例の一部改正の件について、一括で当局より説明をお願いいたします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 引き続き、議案第30号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案集の105ページ、106ページをお願いいたします。

甲斐市やすらぎ聖苑条例の第10条の別表に規定された利用料金をこちらの表のとおり改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日として令和6年10月1日。経過措置として、施行日後の利用から改正後の利用料金が適用されること、また、施行日以後の利用についての許可、料金徴収など、必要な行為が施行日以前でもできることが規定されております。

次のページをお願いいたします。

提案理由でございますが、公の施設における受益者負担の適正化及び公平性の確保のため、使用料金等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があることが理由でございます。

議会資料の59ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、表の左側「新」と書かれたもののほうの利用料金につきましては、今年度市が取り組んでいる公の施設使用料の見直しにおけるコスト転嫁方式より算出しておりますが、従来の利用料金から急激な値上げとならないよう経過措置として、表の右側「旧」の利用料金から1.5倍としております。

なお、2月の総務教育常任委員会において、ご説明させていただきましたが、やすらぎ聖苑の運営状況につきましては、火葬件数が増加傾向にあること、また、施設設備の老朽化による更新、改修工事に伴い、多額の経費が見込まれることから、施設の特性上、安定的な火葬場運営の継続が必要であるため、今回料金の値上げを提案させていただくものでございます。

以上、議案第30号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件についてのご説明となります。

続きまして、議案第34号 甲斐市双葉共同福祉施設条例の一部改正の件につきまして、ご説明いたします。

議案集の113ページ、議会資料の63ページをお願いいたします。

甲斐市双葉共同福祉施設条例の第13条の見出し中、「免除」を「減免」に改め、同条中利用料金の次に、「減免し、または」を加える改正を行うものであり、議会資料の63ペー

ジの新旧対照表のとおりでございます。

附則につきましては、令和6年10月1日から施行するものであります。

提案理由でございますが、公の施設における受益者負担の適正化及び公平性の確保のため、使用料等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があることが理由でございます。

双葉共同福祉施設につきましては百楽泉に併設されておりますが、今年度、市が取り組んでいる公の施設使用料の見直しにおいて、公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方に基つき、本条例において免除のみ規定されておりましたが、施設間の公平性を保つため、その他の市内施設において、減免が適用される利用者団体に同様の適用が受けられるよう、減免の規定を追加した改正となっております。

以上、議案第34号 甲斐市双葉共同福祉施設条例の一部改正の件についての説明になります。よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） やすらぎ聖苑の条例改正でお尋ねをいたします。

今の説明ですと、だんだん高齢化してきて、こんなことを言ったら何だけれども、増えるということで、利用者が、だけれども、ここでちょっと聞きたいのは、市外の方がかなり一気に3万円上がっているんですけれども、今の直近で、令和5年度、まだ3月ありますけれども、利用者数というか……

〔「火葬件数」と呼ぶ者あり〕

○委員（藤原正夫君） そうです。これをちょっとお伺いしたいと思います、市外。

○委員長（滝川美幸君） 萩原生活係長。

○市民生活係長（萩原和美君） 令和4年度につきましては、総件数が774件ございました。

そのうち市外の方は35件で、令和5年、今年度の1月までですと、件数が全体で641件ございました。そのうち市外の方は15件という形になっています。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

今の説明だと、令和4年度市外が35件で、直近ですと、2月末までで15件ということなんですけれども、だんだんかなり1年間で半分ぐらいになっているんですけれども、やはり

市外の甲府とか隣接とが重なって、火葬場がないときには、やすらぎ聖苑へ来るんですけども、それで、ここで半分減ったということは、韮崎辺りだとかなり性能がよくなったということも聞くんですけども、この甲斐市の場合は、去年かおとしに改修工事をしていると思うんですけども、その改修工事というのは、大体1年間とか点検とか何とかあると思うんですけども、何年に1回とか、そういうあれほどのぐらいになるんですかね。

○委員長（滝川美幸君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） こちらのやすらぎ聖苑の改修につきましては、施設の安定的な運営というのが必要になってきますので、計画的に行っております。ものによっては毎年替えるもの、あとは耐用年数とかも含めた中で計画的に替えておりますので、できるだけ利用者というか、運営に支障がないような形でやっております。

○委員（藤原正夫君） 了解しました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 利用料について、近隣の設置場所について比較した場合に、特に市内と市外のその差というのは、どんな状況ですかね、甲府とか富士川とか。

○委員長（滝川美幸君） 萩原市民生活係長。

○市民生活係長（萩原和美君） 現在甲府市においては、市内の10歳以上は市内料金は1万円、市外の方の利用は5万円という形で、市内と市外でちょっと5倍ぐらい差が出ているような状況です。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、市内という位置づけで考えた場合、甲府に比べたら高いよね、甲斐市は。その辺のところの他市の施設と比べて高いという部分については、何かご検討されたですか。

○委員長（滝川美幸君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 先ほど萩原のほうから甲府市のほうの話が出たんですが、甲府と韮崎につきましては、直営方式で運営しております。料金は低めに抑えてあるんですが、その他、北杜とか富士川聖苑とかというところになりますと、甲斐市と今料金は一緒になっております。

ただ、甲斐市としましては、このやすらぎ聖苑の運営状況等を見た中で、今後の安定的な施設運営を行っていく上で、どうしてもその資金というか、財源が必要になってきますので、

今回料金のほうの改定のほうに踏み切らせていただいたというところでございます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより順次、討論、採決を行います。

初めに、議案第30号について行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この料金改定全般について言えることですが、パブリックコメントでも、大体9割の方が据置きもしくは反対であるということと併せて、この間一般質問で行ったんですが、収益がそんなに上がるわけではないということですから、いろいろ物価高騰その他はあるとは思いますが、逆に市民の側での生活の困窮なども考慮すると、一応据え置くべきだというふうに基本的には考えます。料金改定全般に言えることですが、意見として言わせてもらいます。

○委員長（滝川美幸君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） いいですね。

それでは、これで討論を終了します。

これより議案第30号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第30号を終わります。

続いて、34号を採決いたします。

これより、議案第34号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

〔「34号討論ですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないですね。

34号ありますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論は。

〔「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○委員長（滝川美幸君） 再開いたします。

次に、議案第34号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第34号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第34号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時18分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第17号 甲斐市公民館条例の一部改正の件、議案第18号 甲斐市双葉ふれあい文化館条例の一部改正の件、議案第19号 甲斐市地域ふれあい館条例の一部改正の件、議案第20号 甲斐市立図書館条例の一部改正の件、議案第21号 甲斐市敷島総合文化会館条例の一部改正の件、議案第22号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件、議案第23号 甲斐市B&G海洋センター条例の一部改正の件、議案第24号 甲斐市釜無川スポーツ公園管理条例の一部改正の件、議案第38号 甲斐市玉幡公園総合屋内プール条例の一部改正の件、議案第39号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の一部改正の件については使用料条例のため、関連がありますので、生涯学習文化課、図書館、スポーツ振興課の順で一括で説明をお願いいたします。

高須生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（高須秀樹君） それでは、よろしくお願いいたします。

最初に、生涯学習文化課から説明させていただきます。

公の施設利用料見直しに伴い、議案第17号 甲斐市公民館条例、議案第18号 甲斐市双葉ふれあい文化館条例、議案第19号 甲斐市地域ふれあい館条例、議案第21号 甲斐市敷島総合文化会館条例、議案第39号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の一部改正の件につきまして、説明をさせていただきます。

議案は75ページ、議会資料は34ページをお願いいたします。

本年1月16日の総務教育常任委員会において、経営戦略課から説明をさせていただいておりますが、議会資料の経緯にありますとおり、公の施設使用料につきましては、合併前の旧町の料金体系を引き継いでまいりました。

一方、第1次甲斐市行政改革大綱において、使用料等の見直しを掲げており、平成23年に立ち上げた使用料等調査研究委員会において、受益者負担の適正化及び公平性確保のため、継続的に調査・研究を行い、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方を策定したことから、使用料見直しによる各施設の条例を一部改正するものであります。

生涯学習文化課におきましては、使用料等の見直しに係るパブリックコメントにおいて、多くの意見が寄せられたことから、昨年12月までに使用料及び減免基準の見直しにつきまして、当初案を修正し、所管する公民館等施設ごとに説明会を開催いたしました。その結果、反対意見はなかったことから、利用されている市民の方々の理解が得られたと考えております。

本課が所管する施設につきましては、できるだけ利用者の負担を少なくするため、激変緩和策として、原則現状使用料の1.2倍を採用し、また、冷暖房利用時の使用料30%の加算につきましては、廃止する改正をいたします。

甲斐市公民館条例の一部改正の件につきましては、議案の75ページから77ページ、新旧対照表は議会資料の35ページから38ページであります。

議会資料の39ページをお願いいたします。

使用料減免基準の適用に団体ごとに差が生じていることから、明確化、統一化を図るため、甲斐市公民館条例施行規則を改正いたします。

今後は、公民館利用団体協議会等に加入し、市の補助事業であるふれあい発表会または公民館まつりに参画する団体が利用する場合につきましても減免の対象とするものであります。

続いて、甲斐市双葉ふれあい文化館条例の一部改正の件は、議案79ページから80ページ、新旧対照表は議会資料の40ページであります。

次、甲斐市地域ふれあい館条例の一部改正の件は、議案81ページから82ページ、新旧対照表は議会資料の41ページから42ページであります。

甲斐市敷島総合文化会館条例の一部改正の件は、議案85ページから86ページ、新旧対照表は議会資料の44ページであります。

議会資料の45ページをお願いいたします。

敷島総合文化会館につきましても公民館同様、使用料減免基準の適用に団体ごとに差が生

じていることから、敷島総合文化会館条例施行規則を改正いたします。公民館まつり実行委員会に登録加入し、市の補助事業である公民館まつりに参画する団体が利用する場合につきましても減免の対象とするものであります。

続いて、甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の一部改正の件は、飛びまして、議案の123ページから124ページ、新旧対照表は議会資料の69ページから70ページとなります。

議会資料71ページをお願いいたします。

公民館と同様、減免基準の明確化、統一化を図るため、甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例施行規則を改正いたします。

説明をさせていただきました各条例につきましては、施行期日を令和6年10月1日とするものであります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 名取教育部長。

○教育部長（名取藤吾君） お疲れさまでございます。

続きまして、議案第20号 甲斐市立図書館条例の一部改正の件について、説明をさせていただきます。

本日、保坂図書館長は所用により欠席をいたしておりますので、代わりに私が説明いたします。

議案は83ページ、議会資料は34ページをお願いいたします。

経過等につきましては、生涯学習文化課と同様のため、割愛させていただきますが、先ほどの説明のとおり、コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方で進めるものとしたことから、使用料見直しによる条例を一部改正するものであります。

甲斐市立図書館条例の一部改正の件につきましては議案の83ページ、新旧対照表は議会資料43ページであります。

説明をさせていただきました条例につきましては、施行期日を令和6年10月1日とするものであります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 小松スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小松利也君） お疲れさまでございます。

続きまして、スポーツ振興課が所管する条例の一部改正、4件について、説明させていただきます。

議案第22号は甲斐市スポーツ施設使用料条例、議案第23号は甲斐市B & G海洋センター条例、議案24号は甲斐市釜無川スポーツ公園管理条例、議案第38号は甲斐市玉幡公園総合屋内プール条例、この4件につきましてはいずれも使用料の見直しに関するものであり、経緯や提案理由は、冒頭生涯学習文化課長から説明があったとおりでございます。

では初めに、議案第22号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件は、議案書は87ページから90ページ、新旧対照表は議会資料46ページから52ページでございます。

次に、議案第23号 甲斐市B & G海洋センター条例の一部改正の件は、議案書91ページ、新旧対照表は議会資料53ページのとおりでございます。

続きまして、議案第24号 甲斐市釜無川スポーツ公園管理条例一部改正の件は、議案書は93ページ、新旧対照表は議会資料54ページのとおりでございます。

最後、議案第38号 甲斐市玉幡公園総合屋内プール条例の一部改正の件は、議案第121、122ページ、新旧対照表は議会資料67、68ページのとおりでございます。

ただいまの4つの条例で指す施設のうち、B & G海洋センターと玉幡公園総合屋内プール、これはK a i・遊・パークですが、この2施設は指定管理施設となっております。使用料は、そのまま指定管理者の収益となるため、この2つの施設につきましては、経営上の観点から、値上げ率を1.5倍を上限といたしました。それ以外の市直営施設につきましては、激変緩和措置として、1.2倍を上限としております。

施行日は、他の公共施設と同様、令和6年10月1日としております。

甲斐市スポーツ施設使用料条例を含め、4件の一部改正についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより順次、討論、採決を行います。

初めに、議案第17号について行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほども言ったとおりですが、パブリックコメントで9割の方が据置きを主張しています。市の配慮も一定程度分かりますが、こういう物価高や生活困窮が増す中で、それほど収入を上げることもできないのであれば、むしろ据置きも一つの選択肢だと考えますので、反対いたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、これより議案第17号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第17号を終わります。

続きまして、議案第18号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第18号採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第18号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第18号を終わります。

次に、議案第19号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第19号を採決行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第19号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第19号を終わります。

次に、議案第20号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第20号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第20号を終わります。

次に、議案第21号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第21号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第21号を終わります。

次に、議案第22号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第22号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第22号を終わります。

次に、議案第23号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第23号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第23号を終了いたします。

次に、議案第24号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第24号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第24号を終わります。

次に、議案第38号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第38号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第38号を終わります。

次に、議案第39号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議がありますので、これより議案第39号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（滝川美幸君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上で議案第39号を終わります。

これで、条例審査等を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）及び議案第58号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から受け、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、そのようにさせていただきます。

初めに、議会事務局より1款議会費、1項議会費について、説明をお願いいたします。

山岡議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員事務局長（山岡広司君） お疲れさまです。

それでは、議会費の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書につきましては、16ページ、17ページをお願いします。

1款1項1目議会費669万9,000円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、17ページの説明欄をお願いします。

10議会報酬636万4,000円の減額でございます。これにつきましては、議員辞職に伴う報酬、期末手当及び共済給付費負担金の減によるものでございます。

続きまして、12議会管理費21万5,000円の減額であります。これにつきましては、9月より議場システム機器リースを新規に長期契約したことに伴います契約差金の減額でございます。

続きまして、14議員政務活動費12万円の減額であります。これにつきましても、議員辞職に伴う減でございます。

以上が今定例会における議会事務局の補正でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

次に、総務課より2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いします。

小林総務課長。

○総務課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、総務課から2月補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー12総務管理事業につきまして

は35万5,000円を増額補正するものであります。財源はその他財源のふるさと寄附金であります。

内容につきましては、ふるさと納税ポータルサイトを活用して受け入れたウクライナを支援するための寄附金の一部について、日本赤十字社を通じて人道支援救援金とするための補正であります。

次に、ナンバー17竜王庁舎駐車場管理事業（管理係）につきましては、2,124万6,000円を減額補正するものであります。

内容につきましては、庁舎東側の職員駐車場として利用している民間の法人が所有している土地について、昨年12月売買契約が成立し、土地の引き渡し及び用地費の支払いが完了したため、公有財産購入費の不用額2,034万6,000円と用地購入以降不要となる駐車場用地借上料の3か月分90万円の合計2,124万6,000円を減額するものであります。

次に、4目財産管理費ナンバー01竜王庁舎維持管理事業につきましては、1,557万1,000円を減額補正するものであります。

内容につきましては、光熱水費の庁舎電気料の決算見込みによる不用額の減額であります。庁舎電気料につきましては、前年度までは市場連動要素を含む最終補償供給制度による料金体系での契約に限られていたため、燃料費高騰や物価高など変動に応じて電気料金を上乘せされる料金プランでございましたが、今年度より新たなプランが示され契約が可能となったことから、安価なプランを選択し、契約を切り替えております。契約更新した料金プランにより、年度末までの決算見込額を試算し、不用見込額1,557万1,000円を減額するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

ナンバー17竜王庁舎駐車場のことです。取得したということで、2,100万円あれなんだけれども、今度は、今まで職員さんは、駐車料金を多分払っていたと思うんだけど、ということ、市の分に取得すると、職員の駐車場が今度はただになると、そういうことではないですか、毎月。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 今回用地を取得しましたけれども、一時的にですが、購入に当たりましては、財政調整交付金等で賄って購入した経緯もございます。また、あわせてですが、庁舎周辺でもですが、借り上げているところもございますので、今後の計画でですが、引き続き徴収金額は2,000円ということで、各職員のほうから徴収をして、必要な経費を、例えばその後にそこは改修工事でも必要になってきた場合の財源をして充当していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

それで、今度、前、ちょっと話したことがあるんだけど、竜王バイパスから、20号から、向こうから東から西へ来ると左折でいいんだけど、西から来て、右折をして入るんだけど、そこはかなり込み合ったところで入りにくいということもあって、以前ちょっと小澤部長にも話をしたことがある。どうしてもその通学路、竜王小学校のところが行ったほうが、あそこを幾ら通学路とはいえ、あそこを何とか通して、向こうへ行ったほうがバイパスを右折するよりも安全じゃなからうかと思うんですけども、その点はまだ協議をされていないとか、そのままということですかね。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 職員の駐車する時間帯が小学校の児童の通学時間と通勤時間が重なってしまいますので、やはり学校側ほうからも、例えば交通事故等が懸念されますので、そちらのほうからの出入りはちょっとご理解いただけないということなので、引き続きバイパスのほうからの進入ということで考えております。

○委員長（滝川美幸君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

もうそれは不可能というか、でも、災害時とか、いろいろ考えた場合には、やはりそのところを通学路で進入は難しいということは分かっているんですけども、何か緊急時とか何とかには、そこから通れるような策を取ったほうがいいかと思うんですが、どうですかね。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 現時点におきましては、やはり児童の安全対策ということで、通勤のことは進入路としては考えておりませんが、今後またこういったご意見をいただきましたので、また検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○委員（藤原正夫君） じゃ、お願いします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに質疑ありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 竜王庁舎の維持管理事業で、電気料が減額になったということで、非常にいいことだと思いますけれども、先ほどの説明で契約上のこういう効果があって、減額になったというふうな説明があったんだけど、これは竜王庁舎のみならず、こういう施設の維持管理ということで、電気料は我々の感覚でいくと、いろいろの面で上がっているという部分もあって、それで、一方では予算に対して見込みでこれだけ下がったということで、非常にありがたいことだと思うんですけども、その辺の今後の当然当初予算にはそういうものを見込んで、組み込んであるとは思うんだけど、そういう契約上の変えたり何かするというのは、過去にもそういう、どこかが、何か契約していたところが倒産だか破綻しちゃって、変えたとか、いろいろそういう経過がある中で、その辺の契約のことに関して、今後どういうふうに取り組んでいくのか、その辺の経過をちょっと説明してくれますか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○総務課長（小林一三君） 今回のその電気料金につきましては、今、委員さんのほうからお話が出たとおりですが、新電力会社の倒産とか事業継続が難しいということから、やはり大型の高圧電力の契約を交わしている竜王庁舎を含めて、そういった企業が電力の供給を受けることが難しいということの事態を防ぐためにですが、こういった最少補償供給制度というのが創設されたということでございまして、なかなかウクライナ情勢とかそういった状況がある中でですが、東京電力もそういった供給のほうからも、今まではそういったちょっと割高の料金だったんですけども、少しですが、プランが今年度に入りまして示されましたので、それに基づいて少しはちょっとそれよりも低い安価なプランが契約できるということになったことで、今回ちょっと金額もですが、決算見込みによって減額ということと併せまして、使用料につきましても予算段階で計画していた使用料よりも節電効果というのを含めまして、そこで若干の減額補正減ということにつながりましたので、今後ですが、節電もそういった対策を講じながらですが、引き続きですが、できるだけ抑えた料金の使用料についても低い契約の中でですが、対応していきたいと考えております。

また、それに見合った新年度については、予算を計上しておりますので、また、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　　こういうところもいろいろな様々な情報収集しながら、より安全で安い電気を供給してもらおうということを皆さんも多岐にわたって大変だと思うけれども、これ、重要な財源を減らすということは重要なポイントになると思うんで、今後もしっかり情報収集しながら、取り組んでもらえればいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

　　以上です。

○委員長（滝川美幸君）　　ほかに質疑ありませんか。

　　〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君）　　なければ、委員の質疑を終了いたします。

　　続いて、傍聴議員の質疑を許します。

　　〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君）　　傍聴議員の質疑を終了いたします。

　　ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

　　休憩　午前10時55分

　　再開　午前10時56分

○委員長（滝川美幸君）　　会議を再開いたします。

　　次に、スマートプロジェクト推進課より、2款総務費、1項総務管理費の財源更正について説明をお願いいたします。

　　森澤スマートプロジェクト推進課長。

○スマートプロジェクト推進課長（森澤篤史君）　　改めまして、お疲れさまでございます。

　　スマートプロジェクト推進課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

　　補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

　　内容につきましては、2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費、03業務系システム運営事業の財源内訳更正であります。

　　令和6年度における障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステムの改修費について、国庫補助金障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金を充当するものであります。補助金の対象は、スマートプロジェクト推進課において、執行いたします業務系システム改

修に係る経費であり、財源充当額は15万9,000円、補助率は国庫基準額31万8,000円の2分の1となっております。

以上で2月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

次に、敷島支所、双葉支所、市民地域課より2款総務費、1項総務管理費について、説明をお願いいたします。

森川敷島支所市民地域課長。

○敷島支所長兼市民地域課長（森川嘉亮君） お疲れさまです。

それでは、敷島支所市民地域課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページの一番下の欄をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費、補正予算説明書の18ページ、19ページの上段をお願いいたします。

説明欄のナンバー10敷島庁舎維持管理費につきましては、60万円の減額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、光熱水費の庁舎電気料が前年は高騰しておりましたが、今年度は電

気料金の契約を切り替えたことにより、電気料が安定したことから、年度末までの決算見込額を試算し、不用見込額60万円を減額するものであります。

以上で2月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 名取双葉支所市民地域課長。

○双葉支所長兼市民地域課長（名取晶子君） お疲れさまです。

双葉支所市民地域課より、2月補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書は同じく18ページ、19ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費、10節需用費、ナンバー20双葉支所維持管理費につきまして150万円の減額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、予算計上時価格が高騰しておりました庁舎の電気料ですけれども、今年度は安定しており、予算額に余剰が生じる見込みとなったため、減額補正をお願いするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、市民活動支援課より2款総務費、1項総務管理費の財源更正について説明をお願い

いたします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

引き続き、市民活動支援課より2月補正予算の内容について説明させていただきます。

補正予算説明書18、19ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費02市民温泉等維持管理事業におきまして、1,715万9,000円を減額し、補正後の額を2億2,029万1,000円とする補正をお願いするものであります。

内容につきましては、市民温泉3施設の需用費のうち、燃料費と光熱水費合わせ1,715万9,000円を減額するものであります。

理由につきましては、令和5年度当初予算において、ロシアによるウクライナ侵攻による世界的な燃料価格の変動が始まっている状況で、その当時の単価で積算しておりましたが、政府による電気料金の激変緩和措置が図られ、燃料費及び電気料金が値下がりしたことにより減額を行うものであります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費01自治振興費におきまして、156万2,000円を減額し、補正後の額を8,320万円とする補正をお願いするものであります。

内容につきましては、行政連絡調整委員の宿泊を伴う県外研修を隔年で実施しておりましたが、新型コロナウイルスやインフルエンザの感染症対策として、日帰りの研修に切り替えたため、当初予算計上をお願いしておりました旅費全額の156万2,000円を減額するものであります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費02外国人避難民支援事業におきまして、財源内訳更正をお願いするものであります。

内容につきましては、クラウドファンディングで寄せられたウクライナの人道支援のための寄附金を外国人避難民支援事業に充当するため、財源内訳のその他財源を14万5,000円増額し、同額を一般財源から減額する財源構成をお願いするものであります。

以上、補正予算の説明であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、市民戸籍課より2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の財源更正及び繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

山田市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） お疲れさまでございます。

市民戸籍課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

初めに、歳出予算の補正につきまして、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額2億4,193万7,000円に40万円の増額をお願いし、合計2億4,233万7,000円とするものでございます。

説明欄の01戸籍住民関係職員費の財源内訳の更正につきましては、コンビニ交付の増加で歳入の証明手数料が減少するため、その分一般財源を増額し、また、12証明事務費の増額補正に伴い、戸籍住民関係職員費から証明手数料を充当し、その分一般財源を増額するものであります。

次に、説明欄の12証明事務費40万円の増額補正の財源は全額証明手数料でございます。

内容は、住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る手数料であります。増額の理由は、コンビニ交付件数の上昇により、コンビニ交付手数料に不足額が生じる見込みとなったためでございます。

次に、繰越明許費について説明いたします。

補正予算説明書の38ページをお願いいたします。

2行目、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、住基印鑑登録事務費につきましては、

279万7,000円の繰越しをお願いするものでございます。財源は全額国庫補助金であります。

内容は、戸籍の氏名に振り仮名を追加する法改正により、戸籍附票システムと連携する住民基本台帳システムを改修する業務の委託料であります。先行して行う戸籍附票システムの改修業務が年度内の完了を見込めないため、本業務についても年度内の完了が見込めず、繰越明許費とさせていただくものであります。

次に、3行目、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費戸籍事務費につきましては、858万円の繰越しをお願いするもので、財源は全額国庫補助金であります。

内容は、2行目と同様、戸籍の氏名に振り仮名を追加する法改正による戸籍附票システム改修業務の委託料であります。現在、国において作業が進められているところですが、戸籍附票システムの改修業務が年度内の完了しない見込みとなり、繰越明許費とさせていただくものであります。

以上で、市民戸籍課の補正予算についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、これ、繰越明許で年度内にできないということなんだけれども、目安としては、次年度に繰り越すんだけど、どれぐらいでこれができるのですか。

○委員（内藤久歳君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） お答えいたします。

令和7年の5月が法の施行日となっておりますので、令和6年度中に完了の見込みをしております。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 14 分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、税務課より 2 款総務費、2 項町税費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

早川税務課長。

○税務課長（早川英彦君） お疲れさまです。

それでは、税務課から、今回の補正予算につきましてご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

資料につきましては、追加の補正予算説明書の 8 ページ、9 ページとなり、議案につきましては、やはり追加議案の 4 ページ、5 ページとなります。薄いほうの資料をお願いいたします。

内容につきましては、追加の補正予算説明書により行いますので、8 ページから 9 ページ、上段をご覧ください。

2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課徴収費、ナンバー10市民税賦課費におきまして、194 万4,000円の増額補正をお願いするもので、財源内訳は、全て国県支出金といたしまして、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

国におきましては、物価高から国民生活を守るため、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度税制改正によるデフレ脱却のための一時的な措置として、所得税、個人住民税の減税による支援の実施を行うこととしております。

具体的施策といたしまして、令和6年度分個人住民税につきましては、所得割額から特別控除といたしまして、納税者及び配偶者を含めた扶養親族等1人につき、1万円の定額減税を行うものであり、令和6年度6月より速やかに実施することとされております。実施に当たりましては、今年度の確定申告等のデータを基に、対象者及び減税金額等を反映させた納税通知書を作成する必要があり、特に特別徴収分につきましては、各事業所へ送付する関係上、遅くとも4月23日頃までには納税通知書作成に必要なデータを抽出しなければならず、そのためには、既存システムの改修を早期に実施する必要が生じることから、今回シ

システム改修に係る経費について、12節委託料に計上し、増額をお願いするものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明させていただきます。

引き続き追加補正予算説明書の12ページ上段をお願いいたします。

ただいま説明させていただきました補正予算194万4,000円の委託料につきましては、作業日程の都合上、年度内での事業完了が困難であることから、全額新年度へ繰り越し、令和6年度繰越明許予算として執行させていただきたく、併せて補正計上させていただくものであります。

税務課が今回計上いたしました補正予算の説明につきましては、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、防災危機管理課より2款総務費、1項総務管理費及び9款消防費、1項消防費について、一括で説明をお願いいたします。

島田防災危機管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） お疲れさまでございます。

防災危機管理課から補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全防犯対策費14防犯対策推進事業につきまして400万円を減額するものでございます。財源は一般財源になります。

補正内容につきましては、県道の街路工事、電線地中化に伴う本市の防犯灯工事につきまして、該当する全ての15の自治会長と現場にて立会いを行い協議したところ、防犯灯56基のうち、電柱の抜柱とともに、新たに移設せず撤去する防犯灯が38基となったことなどにより、残額が生じ、予算減額をするものでございます。

なお、次年度以降に当該路線に係る防犯灯の設置について、自治会から要望があった場合は、新規設置工事費の予算の中で対応を行ってまいります。

続きまして、補正予算説明書の30、31ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費03自主防災組織補助事業につきまして、350万円の減額をするものでございます。財源は一般財源になります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会からの訓練補助金の申請額が減少したことにより減額をするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 電線の地中化で防犯灯を減らしたということですが、照明は確保されるのでしょうか、ちょっとよく分からないけれども。

○委員長（滝川美幸君） 石橋消防防犯係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） 電線の地中化に伴って電柱を抜いてしまうということですので、それを移設する、または撤去するような工事になります。撤去したものにつきましては、この後電柱を抜いた後に、必要であれば防犯対策事業で再度設置をさせていただきます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） その防犯灯の来年度以降の新設についてなんですが、自治会のほうに

はここの照明が、防犯灯がなくて、新設は可能という事前の説明というのはいつているんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 島田防管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） このたび各自治会長とそういった今後の話もしておりますので、必要という自治会につきましては、その申請が提出されると思われま。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、教育総務課より10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

宮本教育総務課長。

○教育総務課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課関係の補正予算につきましてご説明させていただきます。

まず、議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正（第8号）につきまして説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

補正予算説明書の30ページ、31ページをお願いしたいと思います。

下段になりますけれども、10款教育費、2項小学校費、32、33ページをお願いいたします。上段になります、1目学校管理費につきまして694万円の減額をお願いするものでございます。財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

内容といたしましては、説明欄の03竜王小学校費から13双葉西小学校費までの10校の維持運営費において、灯油、ガスなどの燃料費、電気料、水道料などの光熱水費の決算見込みに基づきまして、需用費について2,530万円の減額をお願いするものであります。

また、07竜王西小学校費におきまして、小学校用地のうち918平米を購入するための費用

として、公有財産購入費1,836万円の増額をお願いするものでございます。竜王西小学校の用地につきましては、全体面積2万3,360平米のうち、令和5年度の当初時点で5,017平米が借地となっております、これまで地権者の方々と用地交渉を続けてきましたところ、借地のうち918平米を所有している地権者の方から売買についてご承諾をいただくことができましたので、今回土地購入に係る経費について、増額をお願いするものでございます。

続きまして、中段の3項中学校費、1目学校管理費につきまして1,918万円の増額をお願いするものであります。財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

内容といたしましては、説明欄の03竜王中学校費から07双葉中学校費までの5校の維持運営費において、灯油、ガスなどの燃料費、電気料、水道料などの光熱水費の決算見込みに基づきまして、需用費について1,160万円の減額をお願いするものであります。

また、03竜王中学校費におきまして、プール北側のテニスコート用地の1,539平米を購入するための費用として、公有財産購入費3,078万円の総額をお願いするものであります。竜王中学校のプール北側のテニスコート用地につきましては、全体面積であります1,539平米が借地となっております、これまで地権者の方と用地交渉を続けてきましたところ、地権者の方から売買について、ご承諾をいただくことができましたので、今回土地購入に係る経費について増額をお願いするものであります。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明させていただきますので、補正予算説明書の39ページをお願いいたします。

下から2行目になりますが、先ほど説明させていただきましたとおり、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の竜王西小学校用地取得費の公有財産購入費1,836万円及び最下段の10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の竜王中学校用地取得費の公有財産購入費3,078万円につきましては、ご議決をいただいた後、直ちに契約を締結いたしまして、所有権移転登記が完了後に精算支払いをする予定でありますけれども、年度内の完了が見込めないため、予算の繰越しを行う必要があることから、繰越明許費をお願いするものでございます。

議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）の説明は以上となります。

続きまして、議案第58号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第9号）につきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたいと思います。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

10款教育費、2款小学校費、1目学校管理費でありますけれども、本年1月30日に国の

補正予算に伴う学校施設環境改善交付金の内定があったことに伴いまして、関連する事業費として、説明欄の14小学校施設整備費において、敷島小学校の内部環境改善工事の設計、工事管理業務委託及び工事に関する経費であります1,868万9,000円の増額をお願いするものであります。財源内訳の国・県支出金543万5,000円につきましては、国の学校施設環境改善交付金でありまして、地方債の1,250万円は合併特例債、残りの75万4,000円は一般財源であります。

内部環境改善工事の内容でありますけれども、敷島小学校の西校舎及び体育館の照明をLED照明に更新するとともに、職員室、保健室、図書室などの特別教室の老朽化した空調の改修工事を行うものであります。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

最下段になりますけれども、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備費、敷島小学校の内部環境改善工事につきましては、年度内に完了する見込みがありませんので、委託料及び工事請負費の合計1,868万9,000円について、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。なお、本工事につきましては、令和6年4月に設計管理を発注いたしまして、6月には工事発注を行いまして、年が明けまして、令和7年2月の工事完了を予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認だけども、竜王西小学校の用地取得に関しては、まだ未取得の部分が残っていたか、ちょっと確認だけども。

○委員長（滝川美幸君） 宮本課長。

○教育総務課長（宮本 裕君） ご質問いただきました竜王西小学校の用地に内容ですけれども、今回1名の方から用地購入についてのご承諾をいただきまして、あと、残りの方が4名いらっしゃいます。その借地面積につきましては、4,099平米となります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは継続的にやっていることなだけども、引き続き取得に向け

ては交渉は進めていくということだよね。だんだん外堀が下がってくるから、何とか全面取得できるように頑張ってもらいたいね。

○委員長（滝川美幸君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入室を行います。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

○委員長（滝川美幸君） それでは、全員そろいましたので、会議を再開いたします。

続いて、学校教育課より10款教育費、1項教育総務費及び4項学校給食費、また財源更正並びに繰越明許費について一括で説明をお願いいたします。

樋川学校教育課長。

○学校教育課長（樋川和之君） 大変お疲れさまです。

それでは、学校教育課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の30、31ページ下段をお願いいたします。

初めに、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、財源更正をお願いするものであります。03市単独学校教育支援員等配置事業につきまして、学力向上支援スタッフ配置事業補助金699万3,000円が交付決定したことに伴い、財源内訳について、国・県支出金へ計上し、財源更正するものであります。

次に、学校教育課の補正予算についてご説明いたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄の11学校庶務費につきまして64万7,000円の増額をお願いするものでございます。財源内訳につきましては、全額一般財源となっております。

内容であります。竜王北中学校、竜王南小学校調理員欠員に伴う代替調理員の報酬が不

足したため、増額をお願いするものであります。

次に、4目学校ネットワーク管理費につきましては、補正前の額8,439万9,000円に239万1,000円の増額をお願いし、8,679万円とするものであります。財源内訳は全額一般財源となっております。

内容であります。令和6年度の小・中学校の学級増に伴い、子供たちが使用する1人1台端末に必要なWi-Fiアクセスポイントを小学校6校に増設が必要になったことから、増額するものであります。なお、アクセスポイントの増設に伴う工事請負費につきましては、年度内に整備が完了する見通しが立たないため、予算の繰越しを行うものであります。

次に、32ページをお願いいたします。

4項学校給食費、1目給食センター費につきましては、補正前の額4億1,289万8,000円から1,259万円を減額し、4億30万8,000円とするものであります。財源内訳はその他財源につきましては、小・中学校給食費現年分392万2,000円の減額、残りは一般財源の減額となっております。合わせて03給食センター運営費1,259万円を減額補正するものです。

内容でございますが、敷島・双葉の両給食センターの給食賄材料費の実績見込みにより、459万円の減額、光熱水費の実績見込みにより650万円の減額、施設維持管理委託料の実績見込みにより150万円の減額、合わせまして1,259万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、2目学校給食費につきましては、補正前の額2億8,389万9,000円から200万3,000円の減額をお願いし、2億8,189万6,000円とするものであります。財源内訳はその他財源の171万2,000円の減額は小・中学校給食費現年分で、残りは一般財源となっております。01学校給食費200万3,000円を減額補正するものです。

内容でございますが、自校方式となっております竜王地区9校におきまして、給食賄材料費の実績見込みによる減額をするものです。

続きまして、補正予算書39ページをお願いいたします。

繰越明許費資料になります。

資料の下から3つ目、10款教育費、1項教育総務費、4目学校ネットワーク管理費につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、令和6年度の学級数の増に伴い、Wi-Fiアクセスポイントの整備について、年度内の完了が困難なため、工事請負費239万1,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上で学校教育課の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） 学習系ネットワーク管理費の繰越明許についてなんですけれども、アクセスポイントが年度内の工事完了が難しいということなんですけど、新年度の児童・生徒たちへの教育には影響はあるんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 樋川課長。

○学校教育課長（樋川和之君） お答えいたします。

新年度へ児童・生徒の影響はないように、工事のほうはさせていただきたいと思います。

また、工事が日程等が決まりましたら、こちらでも検討させていただきますが、具体的には子供たちが使う環境自体は整ってはおりますので、何らかの形で使うことはできるので、影響はないものと考えております。

○議員（若尾彰子君） はい。

○委員長（滝川美幸君） いいですか。

傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時41分

再開 午前 11時42分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

つづいて、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費について説明をお願いいたします。

高須生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（高須秀樹君） 生涯学習文化課より補正予算について説明をさせていた

できます。よろしくお願ひいたします。

今回の補正につきましては、所管する施設の電気料の減額をお願いするものであります。

補正予算説明書32ページ、33ページ、一番下をお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育費総務費につきましては、補正前の額9,666万4,000円から140万円の減額をお願いし、9,526万4,000円とするものであります。

34ページ、35ページをお願いいたします。

35ページの一番上の説明欄12竜王中部公園セミナーハウス管理運営費140万円の減額であります。電気料が予算計上額より実績及び今後の見込額が下回るため、減額補正をお願いするものであります。

続きまして、2目公民館費につきましては、補正前の額1億199万8,000円から685万円を減額をお願いいたしまして、9,514万8,000円とするものであります。

35ページの説明欄、11竜王北部公民館管理運営費375万円の減額、13竜王南部公民館管理運営費97万円の減額、15地域ふれあい館管理運営費105万円の減額、16双葉公民館管理運営費108万円の減額につきましても、竜王中部公園セミナーハウスと同様に、電気料を減額補正をするものであります。

続きまして、3目文化会館費、補正前の額3億335万9,000円から350万円の減額をお願いし、2億9,985万9,000円とするものであります。説明欄01敷島総合文化会館管理運営費350万円の減額につきましても、同様に電気料の減額であります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願ひいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

〔発言する者なし〕

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時45分

再開 午前 11時46分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、スポーツ振興課より10款教育費、7項保健体育費について説明をお願いいたします。

小松スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小松利也君） お疲れさまでございます。

スポーツ振興課の補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の34、35ページをお開きください。

初めに、10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費、右側説明欄19スポーツ振興補助事業及び20スポーツイベント補助事業につきまして、補正前の額9,493万8,000円から250万円の減額をお願いし、9,243万8,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、一般財源250万円の減額となります。

まず、19スポーツ振興補助事業の内容についてご説明いたします。市内各自治会において実施するスポーツ事業に対しましては、申請を受けまして、対象経費の2分の1の額について、年15万円を限度として交付をしております。これは、甲斐市自治会体育事業補助金要綱に基づくものでありまして、毎年多くの自治会へ補助金を交付してまいりました。

コロナ禍による活動の自粛などがあったことから、令和2年度、3年度は運動会の開催はゼロでありました。今年度は開催も徐々に増えたところでありまして、申請件数につきましては91を見込んでいるところでありますが、コロナ前の水準に戻るには、もう少し時間を要すると見ております。このため、当該補助金の予算を150万円減額するものでございます。

次に、20スポーツイベント補助事業の内容についてです。過日2月25日日曜日に開催いたしました梅の里クロスカントリー大会でありまして、この大会は実行委員会形式での運営となっております。例年この実行委員会へ市から400万円の補助金を交付しているところですが、今回は外部団体から支援金100万円の交付を受けたため、これを財源の一部に充てることといたしました。自主財源を確保したことから、100万円減額するものでございます。

なお、支援金につきましては、公益財団法人ライフスポーツ財団という子供の文化、スポ

一ツ活動の普及、啓発、発展を目的とする民間団体が展開する支援制度でございます。

続きまして、10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、右側説明欄02体育館維持管理事業につきまして、補正前の額1億8,710万3,000円から200万円の減額をお願いし、1億8,510万3,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、一般財源200万円の減額となります。

内容は、需用費のうち、敷島体育館の電気料の減額でございます。敷島体育館につきましては、令和4年度にアリーナ証明をLED化いたしました。このことにより、電力使用量が減少する見込みであることから、電気料を減額するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明で、クロスカントリーが100万円減額になったということで、内容的には、スポンサーがついたということでもって減額したということなんだけれども、これは継続的にこのスポンサーがやってくれるものなのか、単年度なのか、その辺の見通しはどうなっているのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小松スポーツ課長。

○スポーツ振興課長（小松利也君） お答えいたします。

こちらといたしましては、有効な制度なので継続したいという思いはありますが、毎年エントリーして認定されるかどうかというのは、またほかのエントリーとのバランスということも先方には多分あるかと思しますので、担保まではできておりません。

○委員長（滝川美幸君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） こういうことも含めて、この梅の里クロスカントリーが内外に広く発信できるということはいいことなので、できるだけ自主財源を減らすという方向でまた取り組んでもらえればいいかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時51分

再開 午前 11時52分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、図書館より10款教育費、6項社会教育費の財源更正について説明をお願いいたします。

名取教育部長。

○教育部長（名取藤吾君） 大変お疲れさまです。

図書館から2月補正予算の内容についてご説明させていただきます。

引き続き保坂図書館長の代わりに私からご説明申し上げます。

なお、説明は、補正予算説明書にて説明させていただきますので、補正予算説明書34ページ、35ページをお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、5目図書館費12図書館資料購入事業であります。山梨県市町村振興協会から毎年交付を受けております市町村交付金の令和5年度交付金の額の確定に伴い、特定財源のうちその他財源の交付金40万6,000円を減額し、一般財源を40万6,000円増額する財源更正であります。

続きまして、同じく5目図書館費13図書館事業に係る経費で、乳幼児に絵本をプレゼントするブックスタート事業につきまして、財源を確保する手法として、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより寄附を募ったところ、ブックスタート事業を上回る寄附金を受け入れることができたことから、特定財源のうちその他財源へ154万円を増額し、一般財源を154万円減額する財源更正であります。

図書館の補正予算の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、経営戦略課より2款総務費、1項総務管理費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 大変お疲れさまでございます。よろしく申し上げます。

それでは、経営戦略課から2月補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費につきましては、補正前の額8億3,586万5,000円に5,985万9,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額を8億9,572万4,000円とするものであります。財源内訳は、その他特定財源93万5,000円、一般財源5,892万4,000円でございます。

内容につきましては、17ページ説明欄のナンバー03企画管理費及び07地域公共交通活性化再生総合事業に係る費用であります。

補正内容につきましては、説明の都合上、07地域公共交通活性化再生総合事業からご説明させていただきます。

この事業につきましては、18節負担金、補助金及び交付金に89万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

増額の内容といたしましては、今年度甲斐市地域公共交通会議が国の補助金を活用して、

市の地域公共交通計画策定に向けた素案作成業務に取り組むに当たり、財源を国の補助金と市からの補助金としておりましたが、国庫補助金につきましては、業務が完了し、実績報告書の提出後でなければ受領できないこととなったことから、事業費の2分の1に当たる国庫補助金分の89万6,000円を改めて市から甲斐市地域公共通会議へ補助するものであります。

なお、その他特定財源93万5,000円につきましては、同交通会議から国庫補助金受領後に今回補助する89万6,000円と素案作成業務委託の契約金額確定に伴う差金分3万9,000円を合わせて市に戻入していただくものであります。

次に、ナンバー03企画管理費についてご説明させていただきます。

増額補正をお願いする5,896万3,000円につきましては、ふるさと応援寄附金事業に係る費用であります。ふるさと納税制度による寄附金の令和5年度決算見込みから、返礼品の調達に伴う経費として、7節報償費を8,800万円増額し、11節役務費は903万7,000円を減額、12節委託料は2,000万円減額し、差引き5,896万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

ふるさと納税制度につきましては、寄附金を受けての予算執行となりますので、寄附の状況から推計した令和5年度決算見込みにより歳入についても変更しております。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、この後財政課長から説明がございしますが、ページ上段の18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金につきましては、先ほどの説明のとおり、令和5年度の決算見込みに伴い、3つの寄附金の予算を組み替え、差引き1,200万円の増額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、寄附の状況から説明欄のふるさと寄附金である個人の寄附金分を3,200万円減額、企業版ふるさと寄附金につきましても3,000万円減額し、特定事業等寄附金、いわゆる寄附金の使い道をより具体的に示し寄附を募るクラウドファンディングを7,400万円増額し、令和5年度の寄附金見込額を11億6,000万円とするものであります。

次に、基金費につきまして、ご説明いたしますので、補正予算説明書の36ページ、37ページをお願いいたします。

ページ下段の13款諸支出金、1項基金費、17目特定事業ふるさと応援基金費につきましては、37ページ説明欄の01特定事業ふるさと応援基金積立として、4,778万円の増額補正をお願いするものであります。

この基金積立では、先ほど説明いたしましたクラウドファンディングにおいて、目標額を

上回る寄附があった事業については、寄付金額から今年度の事業費等を差し引いた金額をこの基金に積み立て、翌年度以降に活用するものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

説明書の38ページをお願いいたします。

ページ上段の予算科目2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、7節報償費、説明欄のふるさと応援寄附金事業に1億3,400万円の繰越明許費の追加補正をお願いするものであります。財源内訳につきましては、一般財源であります。

内容につきましては、令和5年度寄附金の決算見込みにおいて、返礼品としてシャインマスカットや桃など、季節の特産品は先行予約を行っていることから、これらに係る報償費等を令和6年度発送分の経費として、翌年度に繰り越すものであります。

以上、今定例会に提案いたしました補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時07分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、財政課より12款公債費及び13款諸支出金について、一括で説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） お疲れさまでございます。

財政課がお願いいたします補正予算（第8号）の歳出につきまして、ご説明いたします。

厚いほうの冊子の補正予算説明書34ページ、35ページをお願いいたします。

下段になりますが、12款公債費であります。1項公債費、1目元金、説明欄01元金6,340万3,000円の減額につきましては、令和4年度新規借入れ分及び元利均等方式で償還している借入れ分の借入れ条件の確定に伴う減額であります。

次に、2目利子であります。説明欄01利子165万9,000円の減額につきましては、利率見直しにより利率が下がったこと及び令和4年度分として、新規に借り入れた市債の借入れ利率決定に伴い、減額となったものであります。

続きまして、13款諸支出金であります。1項基金費ですが、36、37ページをお願いいたします。

1目財政調整基金費、説明欄01財政調整基金積立て2,955万8,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額2,930万8,000円と、基金運用利子の確定に伴います25万円を積み立てるための増額であります。

次に、2目減債基金費、説明欄01減債基金積立て8,814万9,000円の増額につきましては、国補正予算によりまして、普通交付税の算定において、今年度に限り臨時財政対策債償還基金費が創設され、臨時財政対策債の償還額の一部を普通交付税として追加交付されたため、交付額である8,812万5,000円を基金に積み立てるほか、基金運用利子の確定に伴い、2万4,000円を増額するものであります。

次に、8目公共施設等整備基金費、説明欄01公共施設等整備基金積立て2億6万7,000円の増額につきましては、公共施設等総合管理計画などに基きまして、今後施設の改修等を進めていく財源とするため、2億円を積み立てるほか、基金運用利子の確定に伴い、6万7,000円を増額するものであります。

9目土地開発基金費、説明欄01土地開発基金積立て3万7,000円、13目まちづくり振興基金費、説明欄01まちづくり振興基金積立て11万6,000円の増額につきましては、基金運用利子の確定に伴いまして、それぞれ増額するものであります。

以上が財政課がお願いいたします一般会計補正予算（第8号）の説明となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、歳出を終了いたします。

続いて、歳入を行います。

11款地方交付税から22款市債まで、一括で説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

このたびの一般会計補正予算（第8号）の補正額3億3,151万円の財源となります。歳入予算について、ご説明いたします。

まず、厚いほうの冊子になります。補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、11款地方交付税であります。1項1目1節地方交付税5億716万1,000円の増額につきましては、普通交付税の確定に基づく増額になります。なお、今年度は国の補正予算により、臨時財政対策債の償還財源の一部と臨時経済対策費の追加交付分を含んだ増額となっております。

次に、13款分担金及び負担金であります。1項負担金、5目農林水産業費負担金、1節農業費負担金24万円の減額につきましては、高岩頭首工本復旧工事の実施主体である山梨県が事業費を変更したことに伴い、関係自治体の負担金を減額するものであります。

次に、14款使用料及び手数料であります。

1項使用料、5目農林水産業使用料、2節クラインガルテン使用料90万円の増額につきましては、クラインガルテンの3区画分の入会金を増額するものであります。

2項手数料、1目1節総務手数料34万1,000円の減額につきましては、住民票等のコンビニ交付の増加による窓口交付の手数料の減少に伴い減額するものであります。

次に、15款国庫支出金であります。1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金8,062万1,000円の増額につきましては、厚生医療などの自立支援医療費、また障がい者介護給付費等の自立支援給付事業の決算見込みに基づく増額に伴いまして、障が

い者自立支援医療費負担金及び障がい者自立支援給付費負担金をそれぞれ増額するものであります。

2節児童福祉費負担金1,769万9,000円の増額につきましては、保育所等に公定価格の改定に伴い支援する教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額に伴いまして、教育・保育給付負担金を増額するものであります。

3節児童手当負担金2,695万5,000円の減額及び4節児童扶養手当負担金572万円の減額につきましては、児童手当及び児童扶養手当の決算見込みに伴いまして、国庫負担分をそれぞれ減額するものであります。

5節保険基盤安定負担金142万円の減額につきましては、負担金の確定に伴いまして、国民健康保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金をそれぞれ減額するものであります。

8節介護保険負担金46万5,000円の減額につきましては、低所得者保険料軽減負担金の交付決定に伴いまして、低所得者保険料軽減負担金を減額するものであります。

次に、3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金6,500万円の減額につきましては、新型コロナワクチンの特例臨時接種の終了に伴いまして、接種委託料に係る不用額を減額するものであります。

続いて、2項国庫補助金であります。8ページ、9ページをお願いいたします。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金3,051万4,000円の減額につきましては、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を支給する価格高騰重点支援給付金給付事業の決算見込みに基づく減額に伴い、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を減額、また、令和5年度介護報酬改定等に係るシステム改修経費の国から内示に基づき、システム改修費補助金を減額するものであります。

続きまして、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金232万5,000円の減額につきましては、内訳といたしまして、まず、地域生活支援事業費補助金につきましては、移動支援事業における申請者増に伴います増額はあるものの、巡回支援専門員派遣事業と医療的ケア児総合支援事業がこども家庭庁の補助事業として児童福祉費補助金の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金に移行することから減額となり、障がい者自立支援給付費審査支払い等システム事業費補助金につきましては、障がい福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修に対する内示に基づきまして、増額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金1,248万5,000円の増額につきましては、内訳といたしまし

て児童相談システム導入に伴う事業費の確定により、地域子ども・子育て支援事業交付金の減額、巡回支援専門員派遣事業、医療的ケア児等総合支援事業が地域生活支援事業費補助金から児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金に移行するため増額、また、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして、給付金を支給する子育て世帯支援給付金事業の決算見込みによる増額に合わせ、子育て世帯支援給付金事業費交付金を増額するものであります。

次に、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金679万6,000円の減額につきましては、新型コロナワクチン特例臨時接種の終了に伴いまして、コールセンターや接種会場委託業務などに係る不用額を減額するものであります。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金1,384万2,000円の増額につきましては、国の補正予算により、日立道路線道路改良工事について交付金の交付決定に基づく増額分と川辺町団地給配水管改修工事、甲斐市住宅マスタープラン及び市営住宅長寿命化計画策定業務等の事業費確定に伴う減が区分の差引き分として、社会資本整備総合交付金が増額となるものであります。

2節道路橋梁費補助金2,083万5,000円の減額につきましては、橋梁長寿命推進事業の決算見込みに基づく減額に伴いまして、財源である道路メンテナンス事業費補助金を減額するものであります。

次に、4節都市計画費補助金3,990万円の減額につきましては、緑化センター跡地活用事業につきまして、補助金の交付決定に基づく都市公園事業費補助金の減額及び立地適正化計画策定業務の決算見込みに基づく減額に伴い、集約都市形成支援事業費補助金を減額するものであります。

続きまして、16款県支出金であります。

1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金4,031万円の増額につきましては、国庫負担金と同様に自立支援医療費及び自立支援給付事業の決算見込みに基づきまして、障がい者自立支援医療費負担金、障がい者自立支援給付費負担金をそれぞれ増額するものであります。

2節児童福祉費負担金834万2,000円の増額につきましては、保育所等に公定価格の改定に伴い支援する教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額に伴いまして、教育・保育給付負担金の県負担分を増額するものであります。

3節児童手当負担金436万6,000円の減額につきましては、児童手当の決算見込みに伴い

県負担分を減額するものであります。

4節保険基盤安定負担金848万7,000円の減額につきましては、負担金の確定に伴いまして、国民健康保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金をそれぞれ減額するものであります。

7節介護保険負担金23万2,000円の減額につきましては、低所得者保険料軽減負担金の交付決定に伴いまして、減額するものであります。

続きまして、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金693万9,000円の増額であります。内訳といたしまして、地域生活支援事業費補助金につきましては、移動支援事業における支援制度に伴う増額分と医療的ケア児等総合支援事業の減額分の差引き分が減額となるものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

説明欄になりますが、重度心身障害者医療費助成事業費補助金につきましては、医療費助成の決算見込みに基づく増額、また、介護保険サービス利用者負担金対策費補助金につきましては、社会福祉法人等利用者負担額軽減措置に係る介護保険サービス利用者負担対策費補助金の内示に基づきまして、増額するものであります。

2節児童福祉費補助金1,335万6,000円の増額につきましては、まず、児童相談システム導入に伴う事業費の確定による地域子ども・子育て支援事業費事業交付金の減額、保育所等に支援する施設運営費として、教育・保育給付事業の増額に伴います教育・保育給付費地方単独費用補助金の増額、また、低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する子育て世帯支援給付金事業の決算見込みに基づく増額に伴い子育て世帯支援給付金事業費交付金を増額するものであります。

3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金315万5,000円の増額につきましては、県の猫不妊・去勢手術助成事業の増額の割当てが示されたことから、猫不妊・去勢手術費補助金を増額するものであります。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金394万7,000円の減額につきましては、認定新規就農者数の確定に伴う農業次世代人材投資事業費補助金、また、やまなし未来農業応援事業に係るやまなし未来農業応援事業費補助金、親元就農者が経営継承を行うための親元就農者経営安定支援事業費補助金について、それぞれ事業費の確定に伴いまして、減額するものであります。

3節地籍調査費補助金111万6,000円の減額につきましては、吉沢地区地籍調査事業の決

算見込みに基づく減額に伴いまして、減額するものであります。

9目教育費県補助金、5節教育総務費補助金965万9,000円の減額につきましては、補助金の交付決定に伴いまして、学力向上支援スタッフ配置事業補助金を減額するものであります。

次に、17款財産収入であります。

1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金54万8,000円の増額につきましては、基金運用利子の利率確定に伴う各基金の運用益の補正であります。

次に、18款寄附金であります。

1項寄附金であります。12ページ、13ページをお願いいたしまして、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金1,200万円の増額につきましては、決算見込みに基づきまして、個人ふるさと納税に係るふるさと寄附金、企業版のふるさと応援寄附金をそれぞれ減額し、特定事業等寄附金につきましては、今年度実施したクラウドファンディングによる特定事業等寄附金を増額するものであります。

次に、19款繰入金であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1億2,493万5,000円の減額につきましては、今回の補正予算における減額分の事業費の一般財源分について、財政調整基金からの繰入額を減額するものであります。

次に、11目1節ラインガルテン基金繰入金68万7,000円の減額につきましては、中北部活性化事業のラインガルテン事業の業務委託料の減額に伴い、財源としておりましたラインガルテン基金からの繰入額を減額するものであります。

12目1節地域振興基金繰入金90万7,000円の増額につきましては、サテライト双葉の昨年度積立金の積み残し分などを子ども医療費助成事業に充当するため、地域振興基金から繰り入れるものであります。

13目1節環境保全基金繰入金3,000円の増額につきましては、運用利子の確定に伴う増額分をバイオマス活用推進事業に充当するため増額するものであります。

14目1節森林管理基金繰入金30万6,000円の減額につきましては、林業振興費の森林整備作業路整備工事に係る設計委託料の歳出予算の減額に合わせまして、繰入金を減額するものであります。

次に、2項特別会計繰入金、4目1節住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金45万6,000円の増額につきましては、令和5年度末をもちまして、特別会計を廃止し、一般会計へ移行

することに伴い、残預金を一般会計へ繰り入れるものであります。

12目1節合併浄化槽事業特別会計繰入金6万1,000円の増額につきましては、令和4年度決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものであります。

次に、21款諸収入であります。

5項1目雑入、1節総務費雑入52万9,000円の増額につきましては、財団法人山梨県市町村振興協会市町村交付金の交付決定に伴う減額及び甲斐市地域公共交通計画策定に係る国から甲斐市地域公共交通会議に交付される補助金等が市へ戻入されるための増額分の差引き分が増額となるものであります。

3節衛生費雑入82万7,000円の増額につきましては、木質バイオマス発電所の事業活動に伴う環境保全協定に基づき納付される環境保全協力金を増額するものであります。

6節商工費雑入100万円の減額につきましては、売上げ減少に伴う決算見込みにより、競輪場外馬券売場地元対策費を減額するものであります。

9節教育費雑入563万4,000円の減額につきましては、小・中学校給食費の決算見込みに伴い減額するものであります。

3目過年度収入、3節保健衛生費負担金過年度収入888万3,000円の増額につきましては、新型コロナワクチン接種に係る経費につきまして、令和4年度負担金確定に伴う追加交付分が増額となるものであります。

次に、22款市債であります。

1項市債、5目農林水産業債、5節公共事業等債1,340万円の減額につきましては、県営土地改良事業の防災重点農業用ため池緊急整備事業及び楯無堰の補修事業の財源について、公共事業等債から充当率が高い合併特例債に振り替えることによるものであります。

7目土木債、3節河川事業債50万円の減額につきましては、中下条地内の水路改修詳細設計業務委託料の確定に伴いまして、減額するものであります。

14、15ページをお願いいたします。

同じく7目土木債の6節公共事業等債3,120万円の減額につきましては、榎万才線拡幅整備事業やセットバック用地事業の狭隘道路拡幅整備事業、道路新設改良事業の決算見込みに伴いまして減額するものであります。

12目1節合併特例債6,330万円の増額につきましては、橋梁長寿命推進事業などの決算見込みによる減額はありますが、県営土地改良事業における公共事業等債からの振替、また、国の補正予算にう中村地区、つくし野地区の急傾斜地崩壊対策事業の負担金増額分や日立道

路線道路改良事業に充当するため増額となるものであります。

次に、14目1節臨時財政対策債5,483万4,000円の減額につきましては、当初予算におきまして2億円を計上しておりましたが、発行可能額が1億4,516万6,000円でありましたので、差額分を減額するものであります。

以上が補正予算（第8号）の歳入予算の説明であります。

続きまして、一般会計補正予算（第9号）3億2,055万5,000円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

ホチキス留めの薄い方の冊子になります。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、15款国庫支出金であります。

1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金2,563万6,000円の増額につきましては、保育所等を運営するため市が支援する費用である教育・保育給付事業の増額に合わせ、教育・保育給付負担金を増額するものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金2億4,629万1,000円の増額につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策により、低所得者支援及び低額減税補足給付といたしまして、交付金を活用して実施いたします住民税均等割のみ課税される世帯への10万円の給付、低所得者の子育て世帯に児童1人当たり5万円の加算給付、また、定額減税の実施に向けたシステム改修に係る経費に対しまして、全額国庫補助金が交付されるため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時金を増額するものであります。

次に、9目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金543万5,000円の増額につきましては、国の補正予算により敷島小学校の空調設備改修、照明のLED化などに係る経費につきまして、学校施設環境改善交付金の内示があったことにより計上するものであります。

次に、16款県支出金であります。

1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金1,105万8,000円の増額につきましては、国庫負担金同様、保育所等を運営するため市が支援する給付費に対する教育・保育給付負担金の県分を増額するものであります。

次に、19款繰入金であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,963万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものであります。なお、財政調整基金につきましては、今回の一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）における積立て

と繰入れによりまして、現時点での年度末現在高見込額は48億7,010万6,000円という状況であります。

次に、22款市債であります。

1項市債、12目1節合併特例債1,250万円の増額につきましては、敷島小学校の内部環境改善工事に充当する事業債を増額するものであります。

続きまして、地方債の現在高の見込みに関する調書についてご説明いたしますので、補正予算説明書の13ページをお願いいたします。

薄いほうの冊子、そのままの冊子の13ページになります。

この表は、先ほど説明いたしました補正予算（第8号）を含めた表となります。

左から4列目、補正前の額の一番下段、合計のとおり補正前の起債見込額30億7,481万2,000円に今回の補正額1,250万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は30億8,731万2,000円となり、一番右の列にありますとおり、令和5年度末の現在高は217億9,961万8,000円となる見込みであります。

以上が補正予算（第9号）の歳入予算の説明であります。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

これより順次、討論、採決を行います。

初めに、議案第3号について行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第3号を終わります。

次に、議案第58号について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了します。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第58号を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時39分

再開 午後 零時40分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、議案第7号 令和5年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民活動支援課より議案第7号 令和5年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

補正予算説明書87ページからとなりますので、よろしく申し上げます。

今回の補正は、令和4年度繰越金の確定に伴う財源更正と令和5年度末をもって本特別会計を廃止し、一般会計に移行することに伴い、特別会計の最終的な残預金を一般会計に繰出すための補正でございます。

まず初めに、歳入についてご説明いたします。

92、93ページをお願いいたします。

1款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、当初1,000円を予算計上しておりましたが、借入者からの元利収入により、県への償還金返済ができたため、一般財源からの繰入れは行わなかったことから、全額の減額補正をお願いするものであります。

次に、2款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度から繰越金が確定したことに伴い、40万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入3万4,000円と、宅地取得資金貸付金元利収入1万4,000円を合わせて4万8,000円を増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

94、95ページをお願いいたします。

1款事務費、1項事務費、1目住宅新築資金等貸付事業事務費につきましては、特別会計廃止に伴います実行残額の8,000円を減額し、特別財源の公債費繰入金と住宅新築資金貸付金元利収入過年度分をそれぞれ減額する財源更正を行うものであります。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、同じく特別会計廃止に伴い、特別会計の最終的な残預金を一般会計に繰り出すために科目を新たに設け、45万6,000円を増額し、特別財源の住宅新築資金貸付金と宅地取得資金貸付金元利収入過年度分及び一般財源と合わせ、同額分を増額する財源更正を行うものであります。

ここで、13ページの中段をご覧ください。

特別会計での残預金を一般会計へ繰り出すため、先ほど財政課長のほうからご説明もありましたが、19款繰入金、2項特別会計繰入金、4目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金において、同額の増額補正をお願いしているところであります。

以上、住宅新築資金等貸付特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 特別会計でなくして、一般会計ということですが、一般会計のどこに入るということなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 相川部長。

○生活環境部長（相川泰史君） 新年度につきましては、3款1項の社会福祉費に4目で地域改善対策費がありますので、来年度以降はそちらで一般会計に対応させていただきます。  
以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員よりありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終了いたします。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第7号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。慎重審議大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

この後、委員よりその他、何か委員会に対してありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないですか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ありがとうございます。

事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、その他を終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 零時 47分